

もっと知りたい 中野区の まちづくりのじゆん

「中野区地区 まちづくり条例」

Q & A

Q.1 地区をもっと良くするために、これからまちづくりの活動を始めたいのですが、メンバーが少なく、自分たちだけで取り組むのは不安です。区からどのような支援を受けられますか。

A.1 地区まちづくり活動をしようとするみなさんは、区から次の支援を受けられます。

- ① まちづくり活動に関する相談
- ② まちづくりに関する情報の提供
- ③ 学習会などの実施のための区施設の使用
- ④ 学習会などへの区職員の出席
- ⑤ まちづくりに関する専門家の派遣
- ⑥ まちづくりに関する活動費の助成 など

☆最初は1〜2人でも活動できますが、⑤⑥の支援を受けるには、区内にお住まいの方など10人以上で構成する「地区まちづくり団体」としての登録が必要。登録の要件などについては、地域まちづくり担当へ問い合わせを

Q.2 「地区まちづくり構想」を考えるに当たって、対象となる「地区」の範囲はどの程度の広さのことを指すのですか。

A.2 広さは、おおむね一街区以上(3千㎡程度以上)を想定しています。地区住民等のみなさんが主体となって、お互いに話し合いながら活動できる、無理のない範囲から始めてください。

Q.3 提案する「地区の将来あるべきまちの姿」などは、自由に描いたものでも良いのですか。

A.3 提案の内容については「中野区都市計画マスタープラン」(※)などに整合している必要があります。また、提案を「地区まちづくり構想」として登録するには、次の要件があります。

- 地区まちづくり団体の登録が済んでいること
- 対象区域の範囲を定めていること
- 地区住民等から多数の賛同を得ていること など

※「中野区都市計画マスタープラン」とは、おおむね20年先の将来を見据えた、区の都市計画に関する基本的な方針として、平成21年4月28日に策定(改定)。区の都市整備の基本理念を定め、全体構想、地域別構想、推進方策などを掲げており、全文は区ホームページなどでご覧になれます。なお、「中野区地区まちづくり条例」は、この推進方策(協働によるまちづくりの推進)「身近な地区を単位とするまちづくりの推進」を実行する一つの手立てとして制定されたものです。

「こんなまちをつくりたい」という みなさんの思いからまちづくりが始まります

社会経済情勢の変化やみなさんの意識・ライフスタイルの変化などに応じ、まちは姿を変え、地区の課題も一律ではありません。それぞれのまちの特性にあったまちづくりを進めるためには、みなさんが各自の立場を超えて提案・協力をし、地区の課題を解決していくことが大切です。

まちづくりは長い期間を要する取り組みですが、その出発点は、「こんなまちをつくりたい」という日頃からのみなさんの思いです。まちづくりに向き合い、みなさんの意見を出し合って、安心して住める、魅力あるまちにするための取り組みを進めていきましょう。



たとえば、こんなふうに思ったら、まちづくりの第一歩です

<p>こんなふうに思ったら (対象となる地区の様子)</p>	<p>「ここは狭い道が多くて、災害時の避難が難しそう。消防車も入ってこられないかも」 「今はゆとりのある住宅地。でも将来、敷地が細分化されて緑も減ってしまいそう」</p>	<p>「敷地が道路に接していないために、建て替えができずに古い住宅が密集している。住み心地を良くしたいわ」</p>	<p>「近所の商店街に最近活気がないようだ」 「空き店舗の前に放置自転車や他の店の商品があつて転んでしまった」</p>
<p>こんなまちへの願いを 持って(まちづくりのねらい)</p>	<p>安全なまちをつくりたい 良好な住環境を守りたい</p>	<p>ゆとりのあるまちをつくりたい</p>	<p>にぎわいがある商店街にしたい</p>
<p>こんな方向でまちづくりを進めよう (地区まちづくりの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● どうしたら道路の幅を広くできるか考えよう ● ブロック塀を制限しよう ● 燃えにくく倒れにくい建物への建て替えを進めよう ● 地区の緑化を進めよう ● 敷地面積の最低限度はどのくらいの広さが良いか考えよう など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建物共同化を考えよう ● 新しい道路をつくろう ● 空地の確保と緑化のルールを考えよう など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 1階部分に店舗を誘導しよう ● 地域との交流イベントを開こう ● 駐輪スペースを確保しよう など

地区まちづくりの第一歩から、みなさんを後押しします

地区まちづくりの取り組みについての質問や相談は、お気軽に区役所9階地域まちづくり担当へ連絡してください。なお、中野区地区まちづくり条例全文は区ホームページでご覧になれます。

問合せ 地域まちづくり担当/9階
☎(3228) 5463
FAX(3228) 8943

